

法令及び定款に基づく
インターネット開示事項

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

全国保証株式会社

上記につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.zenkoku.co.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

株主資本等変動計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計	
					債務保証 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,703	637	637	2,055	125,200	27,037	154,292	△206	165,427
当期変動額									
剰余金の配当						△8,057	△8,057		△8,057
債務保証積立金の積立					18,900	△18,900	-		-
当期純利益						27,835	27,835		27,835
自己株式の取得								△445	△445
自己株式の処分								11	11
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	18,900	877	19,777	△434	19,343
当期末残高	10,703	637	637	2,055	144,100	27,915	174,070	△640	184,770

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	254	254	178	165,860
当期変動額				
剰余金の配当				△8,057
債務保証積立金の積立				-
当期純利益				27,835
自己株式の取得				△445
自己株式の処分				11
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△198	△198	△178	△377
当期変動額合計	△198	△198	△178	18,966
当期末残高	56	56	-	184,827

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 3～44年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

求償債権のうち、破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

すべての求償債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

長期貸付金については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

当社の取締役(社外取締役を除く)への賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額を計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき、次の通り計上しております。

保証債務のうち、破綻先及び実質破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を計上しております。また、破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。

上記以外の保証債務については、過去の一定期間における実績率等に基づき計上しております。

すべての保証債務は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が資産査定を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
役員株式給付引当金	株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収入保証料	<p>債務保証の引受けに伴う収入保証料については、その対価として、保証委託者より、保証開始時に一括して、又は保証期間中の各月において保証料を収受しております。一括にて収受した保証料は前受収益として計上したうえで、保証期間中の各年度において、残債方式（保証債務の想定残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出する方法）により収益を計上しております。各月において収受する保証料については、保証債務の前月末残高に対して一定の割合を乗じて収入保証料を算出し、各月に収益を計上しております。</p> <p>また、当社の債務保証の引受けにおいては、保証委託者は原則として団体信用生命保険に加入しております。保証委託者の死亡等による履行不能に際して当社は団体信用生命保険の保険金をもって金融機関へ代位弁済を行っており、当社は生命保険会社に対する団体信用生命保険の取次ぎを行っております。当該取次ぎに伴う収入保証料については、その対価として、金融機関より、保証期間中の各月において特約保証料を収受しております。保険は保険会社が提供するところ当社の履行義務は保険会社により保険が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているため、収入保証料は対価の純額で収益を計上しております。</p>
-------	---

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	<p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、法人税法に定める繰延消費税等については、長期前払費用に計上し5年間で均等償却しております。</p>
-----------	--

3. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「営業費用」の「その他」に含めていた「租税公課」「支払手数料」は、営業費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 債務保証損失引当金及び見積りの内容

① 当事業年度計上額 5,356百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 見積りの算出方法及び見積りの算出に用いた主な仮定

債務保証に係る損失に備えるため、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、その保証債務に係る債務者である保証委託者を次の通り「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5区分からなる債務者区分のいずれかに区分したうえで、債務者区分毎に算出した予想損失額を債務保証損失引当金として計上しております。

債務者区分	定義
正常先	返済状況が良好であり、収支状況及び財務内容等にも特段の問題がないと認められる先
要注意先	収支状況及び財務内容が不安定で今後延滞発生のおそれがある、もしくは既に延滞が発生している先。返済条件の緩和が行われている先
破綻懸念先	現在は破綻の状況にはないが、今後破綻に陥る可能性が大きいと認められる先
実質破綻先	破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している先や負債が過大で再建の見通しがなく、代位弁済の準備が行われている先
破綻先	実質破綻先と同様の状況にあり、代位弁済履行請求が行われている先

正常先及び要注意先に係る保証債務については、債務者区分毎に、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、債務者区分毎の保証債務残高及び予想代位弁済率並びに予想回収率に基づき算出しますが、予想代位弁済率は、算定期間を1年間又は3年間とする過去5算定期間の実績代位弁済率の平均値を基に直近の状況を加味して算出し、予想回収率は、商品分類及び担保の状況の類する毎に、代位弁済額に対する累計回収額に基づき算出しております。

破綻懸念先に係る保証債務については、保証債務額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、保証委託者の支払能力を総合的に判断したうえで、過去の実績などに基づき必要と認める予想損失額を計上しております。また、実質破綻先及び破綻先に係る保証債務については、保証債務額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を予想損失額としております。担保の処分可能見込額は、主に中古住宅流通市場における売却を前提とした外部専門家による評価額を採用しております。

(b) 翌事業年度の計算書類に与える影響

債務保証損失引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債務保証に係る損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の代位弁済実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、保証委託者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、債務保証損失引当金を増額又は減額する可能性があります。

(2) 貸倒引当金及び見積りの内容

① 当事業年度計上額 7,612百万円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

(a) 見積りの算出方法及び見積りの算出に用いた主な仮定

求償債権については、債権の貸倒れによる損失に備えるため、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、その債務者を次の通り「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」の3区分からなる債務者区分のいずれかに区分したうえで、債務者区分毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として計上しております。

債務者区分	定義
破綻先	破産、特別清算等、法的に破綻の事実が発生している先で、破綻懸念先及び実質破綻先に該当しないもの
実質破綻先	代位弁済が行われて以降、相当の期間にわたり内入れ返済を継続してきているが、完済にはなお超長期を要する見込みであり、求償債権が全額回収不能となる可能性は相当程度高いと判断される先
破綻懸念先	代位弁済が行われて以降、相当の期間にわたり内入れ返済を継続してきており、求償債権が全額回収不能となる可能性は低いと判断される先

破綻先及び実質破綻先に係る求償債権については、債権額から、担保の処分可能見込額等を控除した非保全部分の全額を予想損失額としております。また、破綻懸念先に係る求償債権については、債権額から、担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、一定の期間において内入実績があるなど、個別債務者毎の支払能力を総合的に判断し必要と認める予想損失額を計上しております。担保の処分可能見込額は、主に中古住宅流通市場における売却を前提とした外部専門家による評価額を採用しております。

(b) 翌事業年度の計算書類に与える影響

貸倒引当金の算定に用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は合理的であり、債権の貸倒れによる損失に備えるための十分な額が計上されていると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は過去の貸倒実績及び回収実績を基礎とした数値に基づいていること等の不確実性を有しており、債務者の状況や経済環境・不動産市況の変化等により、貸倒引当金を増額又は減額する可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

8. 追加情報

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員等(当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含む。以下同じ。)の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託(J-E S O P)」(以下、「本プラン」という。)を導入しております。

本プランは、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度204百万円、76,510株、当事業年度193百万円、72,400株であります。

(2) 役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

① 取引の概要

当社は、2021年5月17日開催の取締役会決議、および、同年6月18日開催の第41回定時株主総会決議に基づき、当社取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)の「株式報酬型ストック・オプション」の報酬制度を廃止するとともに、当該取締役に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、取締役の報酬等と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される、という株式報酬制度です。

本制度による報酬の支給は、中期経営計画の期間の間に在任する取締役を対象とします(かかる期間を、以下、「対象期間」という。)

かかるポイント付与は、対象期間の間に在任する当社取締役に対して、当社の取締役会が定める株式交付規程に従い、役位および中期経営計画における計画値の達成度等に応じて行われます。取締役は、原則としてその退任時に、かかるポイントの累積値に応じた当社株式の交付を受けます。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度444百万円、84,000株であります。

なお、当社取締役に付与済みのストック・オプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、当該取締役において権利放棄して消滅させ、これに代えて本制度に基づく応分のポイントを付与しております。

これに伴い、当事業年度において権利放棄された新株予約権については「新株予約権戻入益」として特別利益に178百万円、本制度に基づく応分のポイント付与については「役員株式給付引当金繰入額」として特別損失に253百万円を計上しております。

9. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務残高は次の通りであります。なお、延滞利息については見積りが不能であるため含めておりません。

住宅ローン等に対する保証債務	15,011,326百万円
債務保証損失引当金	5,356 //
差 引	15,005,969百万円

上記のほか、子会社の住宅ローン等に対する保証債務について、包括的に保証する契約を締結しております。保証債務残高は次の通りであります。

みのり信用保証(株)	137百万円
------------	--------

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次の通りであります。

短期金銭債権	23百万円
短期金銭債務	41 //

10. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次の通りであります。

営業取引(支出分)	573百万円
営業取引以外の取引(収入分)	3 //

11. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	68,871,790	—	—	68,871,790

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	77,002	84,075	4,110	156,967

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式がそれぞれ、76,510株、72,400株含まれております。また、当事業年度末の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が84,000株含まれております。

2. 変動事由の概要

役員向け株式交付信託の当社株式取得による増加	84,000株
単元未満株式の買取りによる増加	75株
株式給付信託(J-E S O P)の当社株式給付による減少	4,110株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	8,057	117.00	2021年3月31日	2021年6月21日

(注) 2021年6月18日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金8百万円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,159	133.00	2022年3月31日	2022年6月20日

(注) 2022年6月17日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託(J-E S O P)が保有する当社株式に対する配当金9百万円及び役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

12. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,430百万円
ソフトウェア	107 //
ソフトウェア仮勘定	66 //
再保証料	113 //
投資有価証券評価損	129 //
関係会社株式評価損	56 //
資産除去債務	15 //
未払事業税	312 //
賞与引当金	99 //
役員賞与引当金	9 //
債務保証損失引当金	1,640 //
株主優待引当金	49 //
株式給付引当金	25 //
役員株式給付引当金	77 //
その他有価証券評価差額金	26 //
その他	78 //
繰延税金資産 小計	<u>4,240百万円</u>
評価性引当額	<u>△334 //</u>
繰延税金資産 合計	<u>3,905百万円</u>
繰延税金負債	
前払年金費用	△4百万円
その他有価証券評価差額金	△1 //
その他	△1 //
繰延税金負債 合計	<u>△7百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,897百万円</u>

13. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

14. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、住宅ローン保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、保証委託者より一括にて前受した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っており、リスクの高い取引は行わない方針であります。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に一括保証料として前受した現金及び預金、保証債務の履行請求により取得する求償債権、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金であります。また、金融負債は、長期借入金であります。

求償債権は、保証委託者の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券、投資有価証券及び長期貸付金は、主に国債・公債・事業債・株式及び投資信託等であり、満期保有目的の債券及びその他有価証券等に区分し、保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

長期借入金は、経営計画に照らして必要な長期性資金を調達したものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社は、住宅ローン保証事業につき、審査規程及び保証債務・求償債権管理規程に従い、保証に関する体制を整備しております。

審査業務におきましては、厳格な審査基準に基づき、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、審査部において、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の発生低下と求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の発生低下につきましては、提携金融機関と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、保証委託者の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の回収期間の短縮化及び回収金額の最大化に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた担保物件の早期処分及び任意売却への誘導を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、資金運用管理規程に従い、格付けの高い債券等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。また、長期預金及び一部の投資有価証券についても、発行体の信用度は高い投資のみであり、信用リスクによる元本毀損リスクは僅少であります。

(b) 市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い有価証券等の運用資産ならびに求償債権の価値の変動及び長期借入金に係る支払金利の変動リスクと定めており、資産の主な源泉は住宅ローン保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しや適切な担保不動産処分の励行により、資産の保全、損失の極小化に努めております。

具体的には、有価証券、投資有価証券及び長期貸付金等の時価ならびに長期借入金の支払金利の動向を日常的に監視し、分析、検証を行い、また、担保不動産処分の状況については、地域毎に担保物件の処分方法(任意売却、不動産競売)、回収期間の分析、検証を行い、それぞれリスク管理委員会へ報告することとしております。

(c) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。また、「現金及び預金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 求償債権	13,097		
貸倒引当金（※1）	△7,612		
	5,484	5,484	－
(2) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券			
国債・地方債等	16,005	17,469	1,463
社債	178,983	177,551	△1,432
その他	4,322	4,279	△42
② その他有価証券			
株式	1,376	1,376	－
その他	6,053	6,053	－
(3) 長期貸付金（※2）	3,930	3,897	△33
(4) 長期預金	16,000	15,167	△832
資産計	232,156	231,279	△877
(1) 長期借入金	30,000	30,000	－
負債計	30,000	30,000	－

(※1) 求償債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期貸付金には、流動資産の「その他」に含めて表示している1年内回収予定の長期貸付金を含めております。

(注1) 有価証券に関する事項

保有目的毎の有価証券に関する注記事項は次の通りであります。

- ① 満期保有目的の債券における種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りであります。なお、当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	16,005	17,469	1,463
	社債	49,282	49,591	308
	その他	800	803	3
	小計	66,088	67,864	1,775
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	—	—	—
	社債	129,700	127,959	△1,741
	その他	3,522	3,476	△45
	小計	133,223	131,436	△1,786
合計		199,312	199,301	△11

- ② その他有価証券の当事業年度中の売却額は875百万円であり、売却損の合計額は18百万円であります。また、その他有価証券において、種類毎の取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,015	871	143
	その他	2,345	2,326	18
	小計	3,360	3,197	162
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	360	436	△75
	その他	3,708	3,759	△51
	小計	4,069	4,196	△126
合計		7,429	7,393	35

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	502
組合出資金	291
子会社株式	7,488
合計	8,281

これらについては、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。また、当事業年度において、子会社株式について185百万円の減損処理を行っております。

(注3) 保証債務については、市場価格がないため、時価の注記に含めておりません。当該金融商品の残高については、「9. 貸借対照表に関する注記」をご参照ください。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	169,024	－	－	－
(2) 求償債権(※)	－	－	－	－
(3) 有価証券及び投資有価証券				
①満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,620	6,580	6,760	950
社債	8,100	29,070	50,300	90,600
その他	500	2,600	1,200	－
②その他有価証券				
その他	62	878	170	3,673
(4) 長期貸付金	289	924	2,358	281
(5) 長期預金	－	－	－	16,000
合計	179,596	40,052	60,789	111,505

(※) 求償債権については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注5) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	－	－	－	－	－	30,000

(3) 金融商品の時価の適切な区分毎の内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算出した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	1,376	－	－	1,376
その他	－	4,811	－	4,811
資産計	1,376	4,811	－	6,187

(※) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の貸借対照表計上額は1,242百万円であります。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
求償債権	－	－	5,484	5,484
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券				
国債・地方債等	17,368	101	－	17,469
社債	－	177,551	－	177,551
その他	－	4,279	－	4,279
長期貸付金	－	3,897	－	3,897
長期預金	－	15,167	－	15,167
資産計	17,368	200,997	5,484	223,849
長期借入金	－	30,000	－	30,000
負債計	－	30,000	－	30,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

求償債権

求償債権については、担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していると考えられ、当該価額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。なお、貸倒見積高の算定方法については、「5. 会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1の時価に分類しております。債券及び信託受益権は取引金融機関から提示された価格によっており、市場の活発性に基づき国債はレベル1、それ以外の債券及び信託受益権はレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金については、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、将来キャッシュ・フローと残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

15. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

16. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

17. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	みのり信用保証(株)	(所有) 直接 100.0	債務の保証	包括債務保証契約	137	—	—

(注) 住宅ローン等に対する保証債務について、包括的に保証する契約を締結しております。

18. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,689円77銭

1株当たり当期純利益 404円89銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 27,835百万円

普通株主に帰属しない金額 — //

普通株式に係る当期純利益 27,835 //

普通株式の期中平均株式数 68,748,441株

(注3) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託(J-E S O P)及び役員向け株式交付信託に残存する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は122,823株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、156,400株であります。

19. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

20. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

21. 収益認識に関する注記

債務保証契約は金融商品であるため、これに係る取引については「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しておりません。また、その他の取引で当該会計基準等を適用しているものについては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

22. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(積立型制度であります。)では、従業員の勤続年数、資格等級及び退職事由に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

② 簡便法を適用した確定給付制度

(a) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金(△は前払年金費用)の期首残高	△15百万円
退職給付費用	86 //
制度への拠出額	△84 //
<hr/>	
退職給付引当金(△は前払年金費用)の期末残高	△13百万円

(b) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	976百万円
年金資産	△989 //
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△13百万円

退職給付引当金(△は前払年金費用)	△13百万円
<hr/>	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△13百万円

(c) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	86百万円
----------------	-------

(2) ストック・オプション等に関する注記

① ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業費用 ー百万円

(注)「8. 追加情報」に記載の通り、当社は当事業年度より株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

② ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(a) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 13,350株	普通株式 7,390株	普通株式 9,470株
付与日	2014年7月23日	2015年7月22日	2016年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2014年7月24日～ 2044年7月23日	2015年7月23日～ 2045年7月22日	2016年7月21日～ 2046年7月20日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名	当社取締役 4名	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 7,590株	普通株式 6,740株	普通株式 8,330株
付与日	2017年7月19日	2018年7月18日	2019年7月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2017年7月20日～ 2047年7月19日	2018年7月19日～ 2048年7月18日	2019年7月18日～ 2049年7月17日

	第7回新株予約権
決議年月日	2020年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 8,500株
付与日	2020年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年7月22日～ 2050年7月21日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「8. 追加情報」に記載の通り、当社は当事業年度より株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、業績連動型株式報酬制度を導入したことに伴い、当事業年度から新たな新株予約権は付与しておりません。

(b) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(i) ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	6,870	5,210	6,710
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	6,870	5,210	6,710
未行使残	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	5,420	6,740	8,330
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	5,420	6,740	8,330
未行使残	—	—	—

	第7回新株予約権
決議年月日	2020年6月19日
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	8,500
権利確定	—
権利行使	—
失効	8,500
未行使残	—

(注)「権利確定後」の「失効」は株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、業績連動型株式報酬制度を導入したことに伴い、付与済みの新株予約権のうち未行使のものについて、業績連動型株式報酬制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として権利放棄されたものであります。

(ii) 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2014年6月20日	2015年6月19日	2016年6月17日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	2,313	4,274	3,758

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	4,352	4,528	3,713

	第7回新株予約権
決議年月日	2020年6月19日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における 公正な評価単価(円)	3,517

(3) 資産除去債務に関する注記

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当事業年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。